

さいたま市告示第582号

さいたま市耐震シェルター等設置支援事業要綱の一部を改正する
告示を次のように定める。

令和8年3月31日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市耐震シェルター等設置支援事業要綱の一部を改正する告示

さいたま市耐震シェルター等設置支援事業要綱（平成22年さいたま市告示第435号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 [略] (失効)</p> <p>2 この告示は、<u>令和13年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付した助成金については、第13条及び第14条の規定は、この告示の失効後もなおその効力を有する。</p> <p>様式第2号（第7条関係） [略] 耐震シェルター等設置助成金交付決定通知書 [略] <div style="text-align: right;">さいたま市長</div> [略]</p> <p>様式第3号（第7条関係） [略] 耐震シェルター等設置助成金不交付決定通知書 [略] <div style="text-align: right;">さいたま市長</div> [略]</p> <p>様式第5号（第8条関係） [略] 耐震シェルター等設置変更承認通知書 [略] <div style="text-align: right;">さいたま市長</div> [略]</p> <p>様式第8号（第10条関係） [略]</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 [略] (失効)</p> <p>2 この告示は、<u>令和8年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付した助成金については、第13条及び第14条の規定は、この告示の失効後もなおその効力を有する。</p> <p>様式第2号（第7条関係） [略] 耐震シェルター等設置助成金交付決定通知書 [略] <div style="text-align: right;">さいたま市長 印</div> [略]</p> <p>様式第3号（第7条関係） [略] 耐震シェルター等設置助成金不交付決定通知書 [略] <div style="text-align: right;">さいたま市長 印</div> [略]</p> <p>様式第5号（第8条関係） [略] 耐震シェルター等設置変更承認通知書 [略] <div style="text-align: right;">さいたま市長 印</div> [略]</p> <p>様式第8号（第10条関係） [略]</p>

耐震シェルター等設置助成金交付額確定通知書 [略] さいたま市長 [略]	耐震シェルター等設置助成金交付額確定通知書 [略] さいたま市長  [略]
---	---

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正は、公布の日から施行する。